

## 「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	特例容積率適用地区内において特例敷地への特例容積率の指定	
根拠法令・条項	建築基準法第57条の2第3項	
所 管 課	建築安全課	
審 査 基 準	<p>本市には、都市計画において特例容積率適用地区を定めた区域はなく、今後の見通しも不明確であるため、現時点で、審査基準を定めるのは不合理であり、困難であるため、法の規定どおりとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	